

子ども・子育て  
関連法新システム  
**NO!!**

# 待機児童の解消は、認可保育所の 新設、公立保育所の存続・拡充で

## 「子ども・子育て 関連法（新システム）」で 保育はどう変わる？

### 1 介護保険と同じ仕組み？ 「要保育度認定」が保育に

新制度では、保護者の申請を市町村が認定基準（保育の必要性、緊急性、長・短時間利用の区分など）に基づいて、「要保育度認定」を行います。介護保険の要介護度認定と同じ仕組みで、従来の施設への運営費の交付から個人給付へと仕組みが変わることによるものです。認定こども園、幼稚園、保育所は「施設型給付」、小規模保育等には「地域型保育給付」となります。

### 2 保育予算が営利企業の利益に回る！ 保育所の民営化が進む

認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）と幼稚園以外の施設・事業には、営利企業が自由に参入でき、大事な保育予算が企業の利益に回ってしまいます。営利企業も含む法人に、公立保育所を無償または市場価格より低い対価で貸し付け、又は譲渡できる「公私連携型保育所」という新たな仕組みが導入されたため、公立保育所の民営化が進みます。

### 3 待機児童の解消進まず、 過疎地から保育所が消えることも！

都市部では、保育所に入れない待機児童問題が深刻です。しかし、施策の中心は、保育ママや小規模保育施設の活用となるため根本的な待機児童の解消は期待できません。過疎地では、地域から保育所がなくなる自治体も出てきます。子どもの育ちに地域間格差が持ち込まれます。



## 公立保育所の存続が 市町村の「保育実施義務」 を維持させるのに

公立保育所は、児童福祉法24条市町村の「保育実施義務」を直接果たす施設であり、親の就労と子どもの育ちを保障する施設です。都市部では待機児童の解消、少子化が進む過疎地でも豊かな子どもの育ちを保障しています。公立保育所の民営化や廃止は、その地域の子どもと保護者の権利が損なわれることを意味します。市町村の「保育実施義務」を維持・拡充させるため、公立保育所を存続・発展させなければなりません。

**みんなで力を合わせ、  
国・市町村の  
保育実施義務を守らせよう！**

「子ども・子育て関連法（新システム）」の詳細はこれから決められます。運動が広がれば、この法律の問題を最小限に抑え、国・市町村の保育実施責任を守らせることは十分可能です。

**「すべての子どもの権利を保障する保育・子育て支援制度の実現を！」**  
**国会請願署名にご協力ください！**